

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十六号

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立高等技術専門校条例施行規則（昭和四十五年九月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

「		
オフィスビ ジネス科	一年	二〇
ビルメンテ ナンス科	一年	二〇

別表第二中「住宅設備科」を「設備・建物管理科」に、

「		
オフィスビ ジネス科	一年	二〇

に、「販売実務科」を「ワークチャレンジ科

」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。